



熊本県公報

号外 第21号
平成31年(2019年)
3月31日(日)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)の一部改正を踏まえ、県税の課税免除の対象となる特別償却設備の取得期限を平成33年3月31日まで延長することとした。(第4条の2関係)
- 2 半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)の一部改正を踏まえ、県税の不均一課税の対象となる特別償却設備の取得期限を平成33年3月31日まで延長することとした。(第4条の4関係)
- 3 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号)の一部改正を踏まえ、県税の課税免除の対象となる特別償却設備の取得期限を平成33年3月31日まで延長することとした。(第4条の7関係)
- 4 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)の一部改正を踏まえ、県税の課税免除の対象となる基本計画の同意期限を平成33年3月31日まで延長することとした。(第4条の13関係)
- 5 土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例期限を平成33年3月31日まで延長することとした。(附則第2項関係)
- 6 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成31年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第31号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例
熊本県税特別措置条例(昭和39年熊本県条例第5号)の一部を次のように改正する。
第4条の2第1号ア、第4条の4第1項第1号、第4条の7第1項第1号ア、第4条の13第1項及び附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。